

# 令和 2 年度 流山市障害者活躍推進計画実施報告

## 令和 2 年度における本市の状況

### 1. 本市における障害者の法定雇用率

年度	令和 2 年	【参考】 平成 3 1 年（令和元年）
法定雇用率	2. 5 %	
本市法定雇用率	2. 4 2 %	2. 5 2 %
対象職員数(※1)	1 2 1 6. 5 人	1 0 4 3. 0 人
対象障害者数(※2)	2 8. 0 人	2 5. 0 人
法定雇用人数	2 8. 0 人	2 4. 0 人
不足人数	0 人	0 人

※1:法定雇用率における職員数は、その勤務時間等によりハーフカウントしているため、実人数と相違が生じています。

※2:法定雇用率における障害者数は、その度合いによりダブルカウント（ハーフカウント）しているため、実人数と相違が生じています。

令和 2 年度の法定雇用率自体は 2. 5 % を下回っていますが、法定雇用人数において達成しています。

### 2. 職員のうち常勤の者における障害者の状況

各年度の 4 月 1 日時点の状況

年度	令和 2 年	【参考】 平成 3 1 年（令和元年）
障害者数(※3)	1 2 人	1 0 人
主な配属先	総務部、財政部、健康福祉部、流山市教育委員会、 消防部局 他	
【参考】職員数	1, 1 0 2 人	1, 0 7 8 人

※3:職員数は全ての機関の合計であり、障害者数は、計画策定主体となる任命権者が任命している機関における身体・精神・知的障害者の合計となります。

### 3. 職員のうち非常勤の者における障害者の状況

各年度の6月1日時点の状況

年度	令和2年	【参考】 平成31年（令和元年）
障害者数（※4）	14人	13人
主な配属先	総務部、健康福祉部、子ども家庭部 他	
【参考】会計年度任用職員 （臨時職員）及び 再任用短時間職員数（※4）	1,076人	1,014人

※4:会計年度任用職員（平成31年（令和元年）においては臨時職員）及び再任用短時間職員数は全ての機関の合計であり、障害者数は、計画策定主体となる任命権者が任命している機関における身体・精神・知的障害者の合計となります。

### 4. 障害者の離職

○離職状況（常勤である職員のみ。直近3年以内）

令和3年3月31日時点の状況

勤続年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
対象職員数	0人	1人	1人	10人
うち離職人数	0人	0人	0人	1人

令和2年度は本市の常勤である職員においては、勤続年数が5年以上である障害者が10人おり、離職者は1人となります。

### 5. 採用試験における障害者の応募状況等（※5）

応募者における 障害者の割合	0%
合格者における 障害者の割合	0%

※5:令和2年度に行われた採用試験（特定任期付職員等の採用試験は除く）に関するもので、職種等問わずに算出しています。

## 各任命権者における目標の達成状況等

### 1. 障害者の採用に関する目標

○市長部局、流山市教育委員会

目 標	計画期間内において、各年度法定雇用率以上を達成する。
評 価	法定雇用率の数値には達していませんが、法定雇用人数は達成しています。

○流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	非常勤職員を要する場合等に、積極的に障害者の雇用を目指す。
評 価	継続して非常勤職員の募集・任用を行っていきます。

### 2. 障害者の定着に関する目標

○市長部局、流山市教育委員会、流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	不本意である離職者を生じさせない。
評 価	令和2年度において、離職者は生じていますが、不本意である離職者は生じさせていません。

### 3. キャリア形成に係る目標

○市長部局、流山市教育委員会、流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	新たな職域の開拓等、活躍できる場の整備をする。
評 価	引き続き、各業務の見直し等により、活躍できる場の整備を行いつつ、人事評価等に際し、その意見を吸い上げ、反映していきます。

## 具体的な取組の状況

### 1. 障害者の活躍を推進する体制整備

計画に定めた障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員をそれぞれ選任しました。

流山市障害者雇用推進チームにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、必要最低限となる人数で結成しました。

### 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の採用に際して、募集時等に不当な取扱いを行いませんでした。

### 3. 障害者が活躍を推進するための環境整備・人事管理

各部局において、合理的な配慮を行うと共に、障害者に対する理解を深め、人事評価等においても、不当な取扱いを行いませんでした。